

まちづくり  
ルール

# 上郷配津

集落地  
地区



田園風景に溶け込んだ  
のどかな集落地の  
形成をめざして



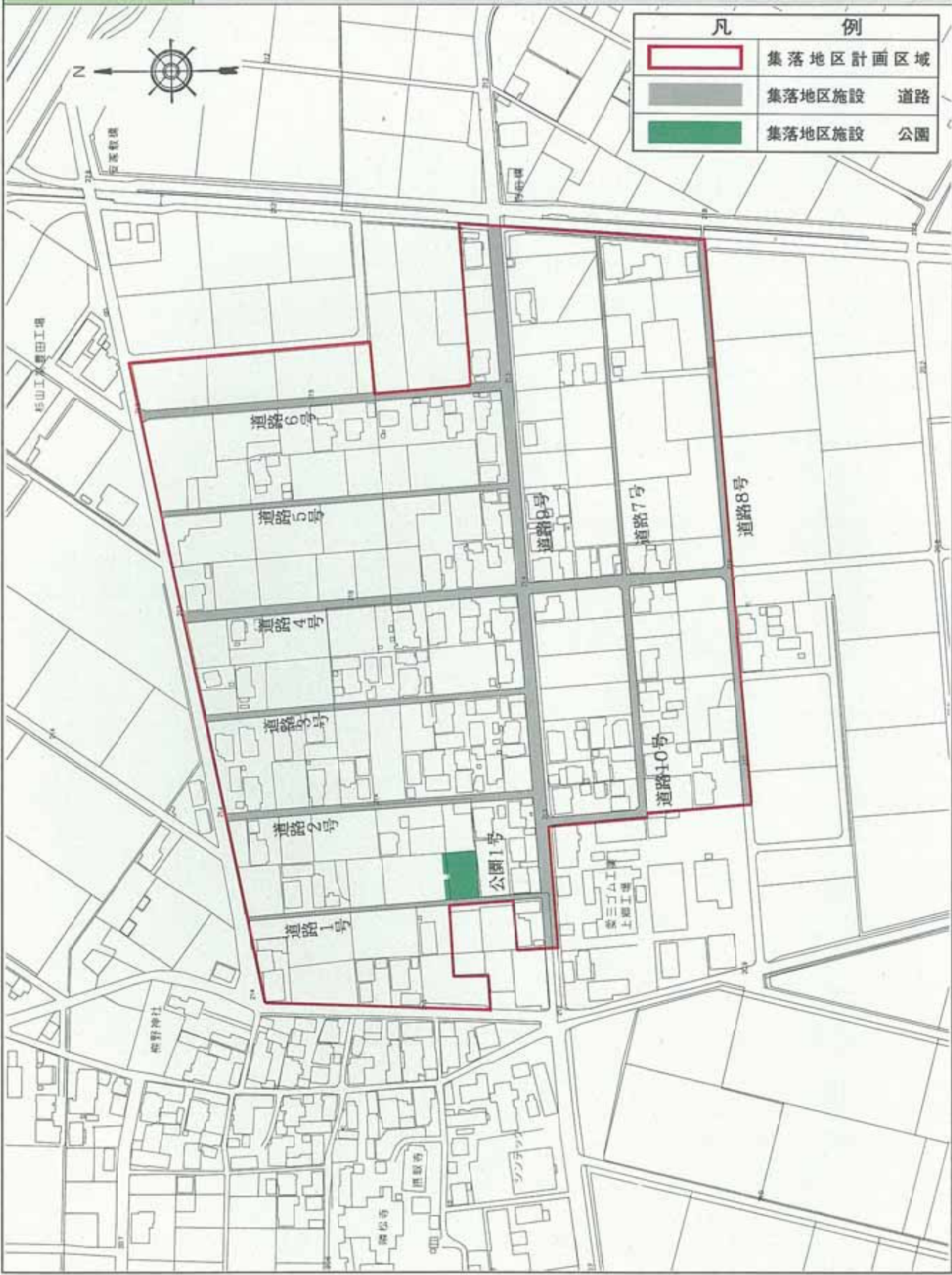
私たちが守る

## 「上郷配津のまちづくりのルール」です。

上郷配津地区は人と車が安全に通行できる道路が整備され、かつ周辺の優良な農地と調和したのどかであるおいのある集落地を目指しています。このために、建物の用途や高さの制限等のルールを定め良好な住環境を形成し、将来にわたって守っていくことが求められています。



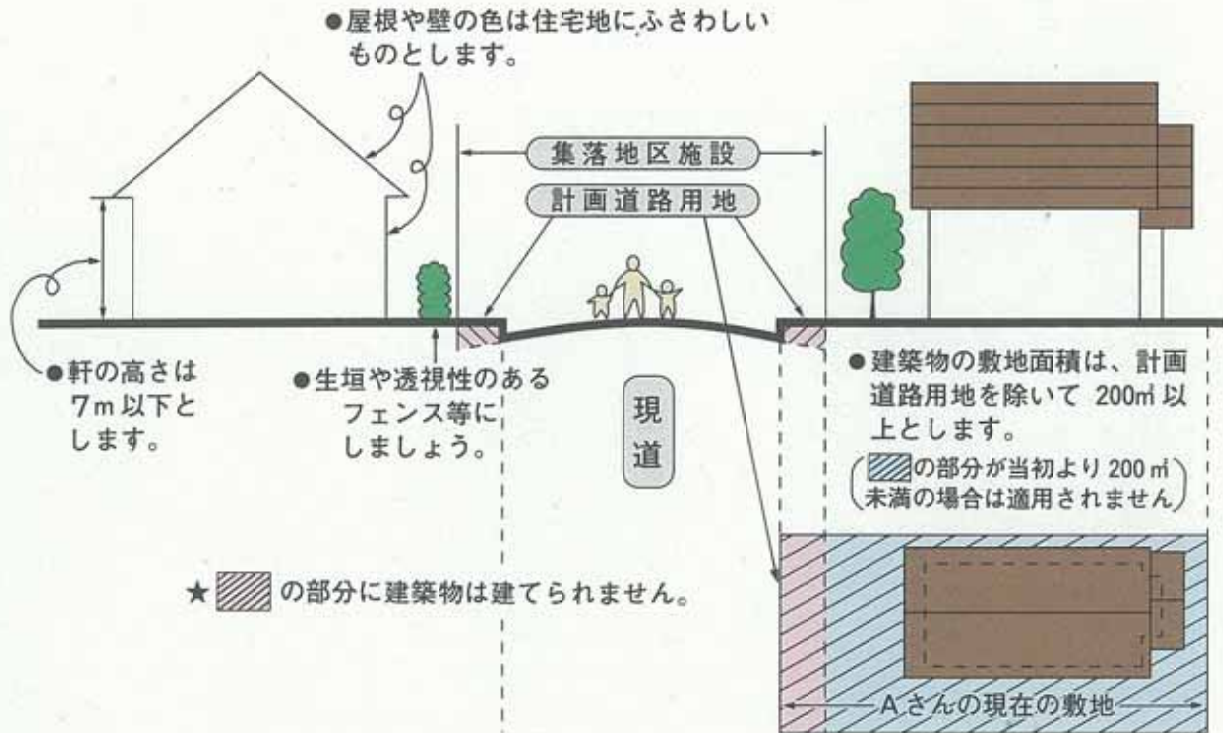
名称	上郷配津集落地区計画
位置	配津町中屋敷の全域並びに配津町石橋、矢通、幸町赤屋敷及び隣松寺の各一部
面積	約10.5 ha



凡	例
	集落地区計画区域
	集落地区施設 道路
	集落地区施設 公園

用途の制限、最低敷地規模、高さ制限、形態・意匠、

垣・さくが決まっています。



# まちづくりルール

地 区	名 称		上郷配津集落地区計画		
	面 積		約10.5 ha		
地	地区施設の配置及び規模	道 路	名 称	幅 員	延 長
			道路1号	5.0m	160m
			道路2号	5.0m	170m
			道路3号	5.0m	180m
道路4号			6.0m	300m	
道路5号			5.0m	190m	
道路6号			5.0m	200m	
道路7号			5.0m	190m	
道路8号			6.0m	310m	
道路9号			8.5m	400m	
道路10号	4.0m	180m			
公 園 緑 地	名 称	面 積			
	公 園 1 号	400㎡			
計 画	建 築 物 の 用 途 の 制 限	<p>次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅（3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。）</li> <li>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第130条の3で定めるもの</li> <li>3 幼稚園、図書館、集会所その他これらに類するもの</li> <li>4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>5 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</li> <li>6 診療所</li> <li>7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物</li> <li>8 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5で定めるものを除く。）</li> </ol>			
	建築物の敷地面積の最低限度	200㎡（集落地区施設の部分を除く。）			
	建築物等の高さの最高限度	建築物の軒の高さは、7mを超えてはならない			
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の色彩及び形態は健全な住宅地にふさわしいものとし原色は使用しないものとする。			
垣又はさくの構造の制限	<p>垣又はさくの構造は、次に掲げるものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 敷地境界線から1m未満の距離において設置する垣又はさくは、高さ（敷地地盤面からの高さをいう。以下同じ。）が2m以下のもの（生垣又はフェンスその他の透視性のある鉄さく等（基礎を有する場合にあっては、基礎の高さが0.6m以下のものに限る。以下「フェンス等」という。）及び門塀を除く。）</li> <li>2 道路（集落地区施設を含む。以下同じ。）又は公園に接する敷地境界線から1m未満の距離に存する垣又はさくは、生垣又はフェンス等（門塀にあっては、当該部分の道路からの見附面積の合計が5㎡以下のものを除く。）</li> </ol>				

事前相談



こんな時はこの担当へ

	都市計画課	建築相談課 審査担当	建築相談課 開発担当	土木課
・集落地区計画全般について				
・パンフレットが必要				
・地区施設(道路・公園)について				
・区域内の道路事業について				
・区域内に建物を建てたい				
・都市計画法の許可申請について				

地区計画の届出

➡  
適合

建築確認申請

審査  
➡  
適合

建築

開発許可が必要な場合は、建築相談課開発担当へ

